

水銀排出施設（大気汚染防止法施行令第3条の5、同法施行規則別表第3の3）

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設		要件	番号
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	小型石炭混焼ボイラー		・大気汚染防止法施行令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、バーナー燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）	1
	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー		・大気汚染防止法施行令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであって、上に掲げる以外のもの	2
非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	・大気汚染防止法施行令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	3
		鉛又は亜鉛	・大気汚染防止法施行令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	4
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	・大気汚染防止法施行令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの ・大気汚染防止法施行令別表第1の24に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬（鉛合金の製造は含まない。）用のもの ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3に掲げる施設（製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等）  （専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	5
		工業金	・大気汚染防止法施行令別表第1の3～5に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの  （専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	6

水俣条約の対象施設	水銀排出施設	要件	番号
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	・大気汚染防止法施行令別表第1の9に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	7
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉(一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚泥焼却炉)	<p>・大気汚染防止法施行令別表第1の13に掲げる廃棄物焼却炉</p> <p>・一般廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法第8条第1項)、産業廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法施行令 第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号、第13の2号)であって、火格子面積が2㎡以上もしくは焼却能力が200kg/時以上のもの</p> <p>(専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。)</p>	8
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	<p>・水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)</p> <p>(施設規模による裾切りはなし。)</p>	9